

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【9】
2. 日時：令和5年11月1日 13時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官\*、  
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官\*、小林主任安全審査官、  
建部主任安全審査官\*、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官、  
小野安全審査官\*、中原安全審査官\*、宮崎安全審査専門職、  
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他2名

電源事業本部 原子力電気設計グループ マネージャー 他36名\*

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名\*

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力運営 副長 他2名\*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名\*

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他3名\*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名\*

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び10月25日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）】

○ 有毒ガス発生時における防護対象者の範囲について、先行プラントと

の考え方の相違を含めて整理して説明すること。

- 火災発生時等の体制の整備に関して、課長（技術）とそれ以外の課長とが役割を分担し担務していることについて、先行プラントとの相違や重大事故等発生時における体制との関係を含めて体制図等を用いて詳細に説明すること。
- 自衛消防組織について、統括管理者を置かず所長を本部長とした組織としていることについて説明すること。
- 重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域について、先行プラントと異なり、可燃物管理を実施の上、可燃物の仮置きが可能な運用としていることの妥当性について、先行プラントにおける考え方を踏まえて整理して説明すること。
- 地下水位低下設備に関する施設管理や運用について、設置許可及び設工認で説明した内容をどのように保安規定や二次文書に反映しているのかについて、「内部溢水」や「地震」等の記載箇所の考え方も含めて整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし